

自動車損害賠償保障事業が行う損害の填補の基準実施要領
(令和5年3月28日付国官参自保第572号自動車局保障制度参事官室長)

第1 総則

- 1 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第72条第1項第1号又は第2号の規定による損害の填補は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第20条の規定により同令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める金額を限度としてこの基準によるものとする。
- 2 損害の填補額は、損害の填補の限度額から自動車損害賠償保障法第73条第1項の規定による他の法令による給付額及び同条第2項の規定による損害賠償責任者からの支払額を控除した額又は積算した損害額から同条第1項の規定による他の法令による給付額及び同条第2項の規定による損害賠償責任者の支払額の控除並びに第6の規定による減額を行った額（以下「填補対象額」という。）のいずれか低い額とする。

他の法令による給付額は、年金にあっては受給権者の受給可能年数に対応するライプニッツ係数を乗じて得た額、一時金にあってはその額とする。

なお、国家公務員共済組合法（昭和32年法律第128号）及び地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく年金等については、他の法令による給付額に含まないものとする。

第2 傷害による損害

傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。

1 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

ア 応急手当費とは、事故による傷害に対して緊急又は暫定的に行われる処置（骨折部の固定、出血部の止血処置等）のための費用をいう。

イ 事故現場付近の住宅や店舗などで応急手当を受けて畳、布団等を汚損したことにより要した費用を含み、応急手当のため営業を中断した場合などの間接的な費用は含まない。

② 診察料

初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

ア 健康保険、労災保険などの社会保険による場合は、当該保険に基づく料金とする。

イ 自賠責保険診療報酬基準案による場合は、当該基準案による料金とする。

ウ 自由診療による場合は、必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とする。

ア 健康保険、労災保険などの社会保険による場合は、当該保険に基づく料金とする。

イ 自賠責保険診療報酬基準案による場合は、当該基準案による料金とする。

ウ 自由診療による場合は、必要かつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。

- ア 注射料、検査料、画像診断料、輸血料、麻酔料などを含む。売薬は原則として医師の指示によるものに限る。
- イ 健康保険、労災保険などの社会保険による場合は、当該保険に基づく料金とする。
- ウ 自賠責保険診療報酬基準案による場合は、当該基準案による料金とする。
- エ 自由診療による場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費
通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

- ア タクシーや自家用車などを使用した場合は、傷害の部位や程度、病院までの距離、交通事情などを勘案して必要かつ妥当な実費とする。
- イ 「第2 傷害による損害」「1 積極損害」「(1)治療関係費」⑥イの通院看護で付き添った場合の交通費は通院費とする。

⑥ 看護料

- ア 入院中の看護料
原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とする。
- イ 自宅看護料又は通院看護料
医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。
 - (ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
 - (イ) 近親者等
1日につき2,100円とする。
- ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、ア又はイ(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

- ア 入院中の看護料は、12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外については、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り認める。
- イ 近親者とは、被害者と同居の家族及び3親等以内の親族とする。
- ウ 入院中の看護に必要な寝具料や交通費は、必要かつ妥当な実費とする。
- エ 12歳以下の子供の自宅看護については、長管骨骨折等によるギブスの装着等の傷害の態様、当該子供との関係などから必要がある場合に医師の証明は必要としないものとする。
- オ 近親者が12歳以下の子供の看護を行い、休業損害が発生した場合は自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度とする。
- カ 近親者が12歳以下の子供の看護を行う場合以外については、休業損害が発生した場合は、その地域の有料職業紹介所の家政婦等の料金の範囲内とする。
- キ 近親者等の休業損害には有給休暇を使用した場合を含む。

⑦ 諸雑費

- 療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。
 - ア 入院中の諸雑費
入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。
 - イ 通院又は自宅療養中の諸雑費

必要かつ妥当な実費とする。

療養のための間接的費用、例えば、見舞客のための接待費、医師や看護婦への謝礼等は含まない。また、その後の日常生活において使用価値のあるもの、例えば炊事用具、寝具、テレビ、ラジオ、体温計等の購入代金も含まない。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

ア 健康保険、労災保険などの社会保険による場合は、当該保険に基づく料金とする。

イ 自由診療による場合は、労災保険に準じて必要かつ妥当な実費とする。

ウ あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術費用は医師が必要と認めた場合を原則とし、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

ア 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。

イ アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。

ウ ア及びイの場合の眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用については、50,000円を限度とする。

ア 健康保険、労災保険などの社会保険による場合は、当該保険に基づく料金とする。

イ 「第2 傷害による損害」「1 積極損害」「(1)治療関係費」⑨ア及びイの場合の歯科補てつの費用のうち、歯冠、継続歯及び架工義歯（ブリッジ）については、1歯につき原則として80,000円の範囲内とする。

ウ 眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用及びイの場合の歯科補てつの費用については、消費税分を別途認める。

⑩ 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

診断書等の費用とは次のような書類の発行手数料をいい、請求に必要な枚数について必要かつ妥当な実費とする。

ア 診断書

イ 診療報酬明細書

ウ 後遺障害診断書

エ 医師の意見書

オ 要看護証明書

カ 要個室証明書

キ 施術証明書・施術費明細書 等

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

① 請求に必要な文書の発行手数料をいい、次表に掲げる文書については原本が添付されている場合に同表の金額とする。ただし、発行元による発行手数料の改定があった場合は、改定後の額とする。

② 上記原本の発行日や立証資料等により次表の金額と異なることが明らかな場合は実費とする。

- ③ 次表以外の請求に必要な文書については、原本が添付されている場合に立証資料等により実費とする。

文 書 名			発行手数料（１通）
交通事故証明書			８００円
被害者側の印鑑登録証明書、住民票			２００円
所得証明書、納税証明書			
法人の印鑑登録証明書			４５０円
戸籍謄（抄）本			４５０円
戸籍の全部（個人）事項証明			
除籍謄（抄）本			７５０円
原戸籍謄（抄）本			
除かれた戸籍の全部（個人）事項証明			
登記事項証明書	後見登記等ファイルに記載されている事項証明した書面	窓口又は郵送での交付請求	５５０円
		オンライン請求による紙の証明	３８０円
		オンライン請求による電子的な証明	３２０円
	自己を成年被後見人等または任意後見契約の本人とする登記記録がないことを証明した書面	窓口又は郵送での交付請求	３００円
		オンライン請求による紙の証明	３００円
		オンライン請求による電子的な証明	２４０円

(3) その他の費用

(1) 治療関係費及び(2) 文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

例えば、次のような費用をいう。

- ① 事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用及び運搬具の汚損等のために支出した費用
- ② 事故発生場所が遠隔地である場合の近親者の交通費及び宿泊費
- ③ 学生が治療のため入学延期又は留年した場合の授業料
- ④ 被害者を救助又は捜索するための費用

2 休業損害

- (1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に１日につき原則として６，１００円とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があったものとみなす。
- (2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。
- (3) 立証資料等により１日につき６，１００円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第３条の２に定める金額を限度として、その実額とする。

(1) 治療期間とは、事故日から治療最終日までをいう。

(2) 有職者

① 給与所得者

ア 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、１週間の労働時間が３０時間以上の者をいう。

イ 休業損害額は次の算式により算出する。

$$\text{休業損害額} = \frac{\text{事故前３か月間の給与額}}{90 \text{ 日}} \quad \text{又は} \quad 6,100 \text{ 円のいずれか高い額} \times \text{休業日数}$$

ウ 事故前３か月間の給与額には、本給のほか皆勤手当などの付加給を含む。

エ 休業中の本給について一部又は全額が支給されている場合は、イで算出した休業損害額から

現に支給された額を差し引いた額を休業損害額とする。また、賞与等については当該減少額を休業損害とする。

オ 休業日数は原則として被害者の勤務先の休業損害証明書によるものとする。

カ 将来の昇給額等の減少は原則として休業損害とはしないが、来期の賞与について減少額が立証される場合はその減少額も休業損害に含む。

キ 法人の役員の場合は休業損害がなかったものとする。ただし、きわめて小規模な法人などで役員の休業によりその法人の業務に支障をきたし、結果としてその役員に休業損害が発生する場合はこの限りでない。

② 事業所得者

ア 事業所得者とは、原則として白色申告事業主又は青色申告事業主をいう。

イ 休業損害額は次の算式により算出する。

休業損害額＝

$$\frac{(\text{事故前1か年間の収入額（固定給を除く。）} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{365 \text{ 日}}$$

又は6,100円のいずれか高い額

×休業日数

ウ 休業日数は、原則として実治療日数とする。ただし、傷害の態様、業種等を勘案して治療期間の範囲内で実治療日数の2倍を限度とすることができる。また、長管骨骨折等によるギプス装着期間は実治療日数と同様に取り扱う。

エ 代替労力を利用したときは休業損害があったものとし、それに要した必要かつ妥当な実費とする。

③ パートタイマー、アルバイト、日雇労働者等

ア パートタイマー、アルバイト、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいう。

イ 1日当たりの平均収入額は、事故前3か月間の収入の合計額に基づき算出した額とする。

ウ 休業日数は原則として実治療日数の範囲内とする。ただし、被害者の傷害の態様、職種等を勘案して治療期間の範囲内で実治療日数の2倍を限度とすることができる。

エ 次の(3)の家事従事者として休業損害が発生する者については、いずれか高い額を休業損害とする。

(3) 家事従事者

① 家事従事者とは、性別、年齢に関わりなく原則として家事を専業にする者をいう。

② 休業損害は次の算式により算出する。

休業損害額＝6,100円×休業日数

③ 休業日数は原則として実治療日数とする。ただし、傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で実治療日数の2倍を限度とすることができる。また、長管骨骨折等によるギプス装着期間は実治療日数と同様に取り扱う。

④ 代替労力を利用したときは休業損害があったものとし、それに要した必要かつ妥当な実費とする。

(4) 複数の職業を有する者についても、1日につき原則として6,100円とする。

(5) 有職者及び家事従事者以外の者

学生、年金生活者、金利生活者等事故による収入の減少がない者については、休業損害がないものとする。

3 慰謝料

(1) 慰謝料は、1日につき4,300円とする。

(2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。

(3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

(1) 慰謝料の対象となる日数は、治療期間の範囲内で入院日数を含む実治療日数の2倍に相当する日数とする。ただし、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術は実施日数とする。

(2) 長管骨骨折などによるギプス装着期間の日数は実治療日数と同様に取り扱う。

- (3) 治療期間とは事故日から治療最終日までをいう。ただし、治療最終日が「治ゆ見込み」、「中止」、「転医」、「継続」となっている場合は、7日を加算する。
- (4) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合の慰謝料は、原則として次に掲げる表の金額とする。

妊娠月数（週数）	金額
第3月（満11週）以内	30万円
第4月（満12週）～第6月（満23週）	50万円
第7月（満24週）以上	80万円

第3 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益及び慰謝料等とし、自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認める。

等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。

1 逸失利益

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に該当等級の労働能力喪失率（別表Ⅰ）と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－1）を乗じて算出した額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

(1) 有職者

事故前1年間の収入額と後遺障害確定時の年齢に対応する年齢別平均給与額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次の者についてはそれぞれに掲げる額を収入額とする。

① 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

② 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

ア 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

③ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）

以上の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とあるのは「退職前1年間の収入額」と読み替えるものとする。

(2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

(3) その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

(1) 有職者

① 逸失利益は次の算式により算出する。

逸失利益＝年間収入額又は年相当額のいずれか高い額×労働能力喪失率×後遺障害確定時（症状固定時）の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数

（注1）計算後の端数は千円単位を切り上げて万円単位とする。

（注2）年間収入額には賞与等の臨時給与を含み、事業所得者についてはその収入を得るために必要な諸経費等を控除した額とする。また、本人の生活費は控除しない。

② 後遺障害確定前1年間の収入額が事故前1年間の収入額を上回る場合は、後遺障害確定前1年間の収入額を事故前1年間の収入額と読み替えるものとする。

③ 退職後1年を経過していない失業者とは、事故前1年以内に失業又は退職した者をいい、非自発的に廃業した事業所得者を含む。また、早期退職者又は退職優遇制度等の適用を受けて退職した者であって、その後職業に就く意思があり、雇用保険の求職者給付を受けている者を含む。

- ④ 定年退職者等とは、定年により退職した者のほか、早期退職者又は退職優遇制度等の適用を受けて退職した者であって、その後職業に就く意思がなく、雇用保険の求職者給付を受けていない者を含む。

(2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

- ① 全年齢平均給与額の年相当額（５９歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額）をもとに、有職者の逸失利益の計算方法に準じて算出する。

- ② 家事従事者とは、性別、年齢に関わりなく原則として家事を専業にする者をいう。ただし、次の３条件を満たす者は、家事従事者とはせず次の③の働く意思と能力を有する者とする。

- ・配偶者がいないこと。
- ・現に勤労所得がないこと。（勤労所得には金利、家賃、地代、年金等の所得は含まない。）
- ・同一世帯に家事を専業にする者がいる、又は一人で生活していること。

(3) その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額（全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。）をもとに有職者の逸失利益の計算方法に準じて算出する。

2 慰謝料等

- (1) 後遺障害に対する慰謝料等の額は、該当等級ごとに次に掲げる表の金額とする。

① 自動車損害賠償保障法施行令別表第１の場合

第 1 級	第 2 級
1,650万円	1,203万円

② 自動車損害賠償保障法施行令別表第２の場合

第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級
1,150万円	998万円	861万円	737万円
第 5 級	第 6 級	第 7 級	第 8 級
618万円	512万円	419万円	331万円
第 9 級	第 10 級	第 11 級	第 12 級
249万円	190万円	136万円	94万円
第 13 級	第 14 級		
57万円	32万円		

- (2) ① 自動車損害賠償保障法施行令別表第１の該当者であって被扶養者がいるときは、第１級については1,850万円とし、第２級については1,373万円とする。

- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第２第１級、第２級又は第３級の該当者であって被扶養者がいるときは、第１級については1,350万円とし、第２級については1,168万円とし、第３級については1,005万円とする。

- (3) 自動車損害賠償保障法施行令別表第１に該当する場合は、初期費用等として、第１級には500万円を、第２級には205万円を加算する。

被扶養者がいるときとは、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかを扶養している場合をいう。なお、未成年の兄弟姉妹等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者がいるものとする。また、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者については、民法上の配偶者に準じて取り扱う。

3 加重障害

すでに後遺障害のある者が、事故による傷害により同一部位について障害の程度を加重した場合については、次のとおりとする。

(1) 填補限度額

加重後の後遺障害の該当する自動車損害賠償保障法施行令別表第１及び別表第２に定める等級の金額から既存の後遺障害の該当するこれらの表の等級の金額を差し引いた額を限度とする。

(2) 損害額の算出方法

① 逸失利益

加重障害の場合における労働能力喪失率は、加重後の該当等級の労働能力喪失率から既存の該当等級の労働能力喪失率を差し引いたものを用いるものとする。

② 慰謝料等

慰謝料等の額は、加重後の該当等級の慰謝料等の額から既存の該当等級の慰謝料等の額を差し引いた額とする。

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する填補金の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費

(1) 葬儀費は、100万円とする。

2 逸失利益

(1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－1）を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

① 有職者

事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

(ア) 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(イ) 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

ウ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）

以上の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とあるのは「退職前1年間の収入額」と読み替えるものとする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

(2) (1)にかかわらず、年金等の受給者の逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－1）を乗じて得られた額と、年金等から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ－2）から死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数を差し引いた係数を乗じて得られた額とを合算して得られた額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

年金等の受給者とは、各種年金及び恩給制度のうち原則として受給権者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者とし、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まない。

① 有職者

事故前1年間の収入額と年金等の額を合算した額と、死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額（別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、35歳未満の者については、これらの比較のほか、全年齢平均給与額の年相当額とも比較して、いずれか高い額とする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

年金等の額と全年齢平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年金等の額と年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。

(3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

(1) 被扶養者がいるときとは、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかを扶養している場合をいう。なお、未成年の兄弟姉妹等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者がいるものとする。また、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者については、民法上の配偶者に準じて取り扱う。

(2) 有職者

① 逸失利益は次の算式により算出する。

逸失利益＝（年間収入額又は年相当額のいずれか高い額－生活費）
×死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数

（注1）計算後の端数は千円単位を切り上げて万円単位とする。

（注2）年間収入額には賞与等の臨時給与を含み、事業所得者についてはその収入を得るために必要な諸経費等を控除した額とする。

② 退職後1年を経過していない失業者とは、事故前1年以内に失業又は退職した者をいい、非自発的に廃業した事業所得者を含む。また、早期退職者又は退職優遇制度等の適用を受けて退職した者であって、その後職業に就く意思があり、雇用保険の求職者給付を受けている者を含む。

③ 定年退職者等とは、定年により退職した者のほか、早期退職者又は退職優遇制度等の適用を受けて退職した者であって、その後職業に就く意思がなく、雇用保険の求職者給付を受けていない者を含む。

(3) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

① 全年齢平均給与額の年相当額（59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額）をもとに、有職者の逸失利益の計算方法に準じて算出する。

② 家事従事者とは、性別、年齢に関わりなく原則として家事を専業にする者をいう。ただし、次の3条件を満たす者は、家事従事者とはせず次の(4)の働く意思と能力を有する者とする。

- ・ 配偶者がいないこと。
- ・ 現に勤労所得がないこと。（勤労所得には金利、家賃、地代、年金等の所得は含まない。）
- ・ 同一世帯に家事を専業にするものがある、又は一人で生活していること。

(4) その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額（全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。）をもとに有職者の逸失利益の計算方法に準じて算出する。

(5) 年金等の受給者

逸失利益は次の算式により算出する。

① 有職者

逸失利益＝（収入額と年金等の額の合算額又は年相当額のいずれか高い額－生活費）
×死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数
＋（年金等の額－生活費）
×（死亡時の年齢における平均余命年数におけるライプニッツ係数
－死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数）

（注）計算後の端数は千円単位を切り上げて万円単位とする。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

逸失利益＝（年金等の額又は年相当額のいずれか高い額－生活費）
×死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数
＋（年金等の額－生活費）
×（死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数
－死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数）

（注）計算後の端数は千円単位を切り上げて万円単位とする。

- ③ その他働く意思と能力を有する者
②の算式を準用する。

3 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、400万円とする。

4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

被扶養者がいるときとは、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかを扶養している場合をいう。なお、未成年の兄弟姉妹等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者がいるものとする。また、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者については、民法上の配偶者に準じて取り扱う。

第5 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡に至るまでの傷害による損害は、積極損害〔治療関係費（死体検案書料及び死亡後の処置料等の実費を含む。）、文書料その他の費用〕、休業損害及び慰謝料とし、「第2 傷害による損害」の基準を準用する。ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場合は、積極損害のみとする。

「第2 傷害による損害」の基準と同様に取り扱う。ただし、次の取り扱いをするものとする。

- 1 遺体引取費は、「死亡による損害（葬儀費）」として認定するものとする。
- 2 「診断書等の費用」には、死亡診断書（死体検案書）を含むものとする。
- 3 その他の費用には、例えば、谷間に落ちた遺体引上げに要した費用等を含むものとする。

第6 減額

1 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が限度額に満たない場合には積算した損害額に、限度額以上となる場合には限度額に減額割合を乗じた額を減額するものとする。ただし、傷害による損害額（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）が20万円未満の場合はその額を、填補対象額が減額により20万円以下となる場合は20万円を填補対象額とする。

減額適用上の 被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後 遺 障 害 又 は 死 亡 に 係 る も の	傷 害 に 係 る も の
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

傷害による損害額は、積算した損害額から他法令による給付額及び損害賠償責任者の支払額その他の支払額を控除した額とする。

2 受傷と死亡又は後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合等受傷と死亡との間及び受傷と後遺障害との間の因果関係の有無の判断が困難な場合は、死亡による損害及び後遺障害による損害について、積算した損害額が限度額に満たない場合には積算した損害額に、限度額以上となる場合には限度額に5割を乗じた額の減額を行う。

因果関係の有無の判断が困難な場合の例は次のとおり。

- (1) 被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生原因が明らかでない場合
- (2) 事故後被害者が自殺した場合で、その原因が事故によるものかそれ以外によるものか判然としない場合等

3 親族間事故の場合の特例

同一生計に属する親族間事故の場合には、原則として損害の填補は行わないこととする。

ただし、損害賠償責任者が死亡している場合に、請求権者が相続人であって、相続の放棄又は限定承認を行った場合については損害の填補を行うこととする。

親族間事故として取扱うのは下記に掲げる事故とする。

- ア 夫婦の一方が保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に規定する「保有者」をいう。以下同じ。）であり、他方が被害者である事故
- イ 同一生計に属する親子の一方が保有者であり、他方が被害者である事故
- ウ 同一生計に属する兄弟姉妹の一方が保有者であり、他方が被害者である事故

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業の損害のてん補から適用する。

附 則（平成22年国土交通省告示第157号）

この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業の損害のてん補から適用する。

附 則（令和元年国土交通省告示第901号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業の損害のてん補から適用する。

附 則（令和5年国土交通省告示第241号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に発生する自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業の損害の填補から適用する。

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日以後に発生する自動車の運行による事故に対して適用する。
- 2 令和5年3月31日以前に発生した自動車の運行による事故に係る損害の填補については、なお従前の例による。